令和８年度

保育所・幼稚園等
ガイドブック

いわき市

目次

１．子どもの年齢と利用可能な施設……1

２．保育料……1

３．利用の申込み等……4

４．市内施設一覧……5

５．市内の保育所、認定こども園、地域型保育事業所位置図（令和８年５月現在）……9

６．市内の幼稚園位置図（令和８年５月現在）……10

【施設情報】

〇市立保育所……11

〇私立保育所……41

〇認定こども園……63

〇地域型保育事業……85

〇市立幼稚園……103

〇私立幼稚園……113

※　施設情報に記載の定員、現員、職員数は令和８年５月１日現在のものです。

１．子どもの年齢と利用可能な施設

子どもの年齢	必要な認定（※１）		利用できる施設			
	区分	要件	保育所	認定こども園	地域型保育事業	幼稚園
満３歳以上	１号認定	なし	―	○	―	○（※３）
	２号認定	※２の事由に該当	○	○	―	―
満３歳未満	３号認定		○	○	○	―

※１　保育所、認定こども園、地域型保育事業、幼稚園（一部の園のみ）を利用する場合は、「子どものための教育・保育給付認定」を受ける必要があります。

※２　２号及び３号認定の要件

児童のすべての保護者が次のいずれかの事由に該当している必要があります。

保育が必要な事由	具体的な状況	認定期間
就労	就労を常態としている場合 ※１か月当たりの就労時間が４８時間以上に限る	事由が継続している間
妊娠・出産	妊娠中または出産後間がない場合	産前及び産後の２か月程度
疾病・障がい	病気や怪我、または心身に障がいを有する場合	事由が継続している間
介護・看護	同居等の親族を常時介護または看護している場合	
求職活動等	求職活動（起業準備を含む）を継続的に行っている場合	３か月程度
就学	学校教育法に定める学校等に在学している場合	事由が継続している間
その他	・被災した自宅の復旧にあたっている場合 ・育休中に育休の対象ではない児童の保育を希望する場合 ※父母のどちらかに限る ・児童に障がいがあり統合保育を希望している場合　など	

※３　市立幼稚園は３歳到達後の４月からの利用になります。

２．保育料

各施設の保育料は次のとおりです。

なお、各施設が定めている教材費や行事費、通園送迎費などの費用の有無や金額等については、各施設にお問い合わせください。

子どもの年齢（4.1 現在）		保育所	認定こども園		地域型保育事業	幼稚園
			１号認定	２・３号認定		
３～５歳		無料	無料	無料	―	無料
２歳	誕生日後	応能負担（※）		応能負担（※）	応能負担（※）	
	誕生日前		―			―
０～１歳						

※　保育料は保護者（両親）の市町村民税額に応じて次の金額をご負担いただきます。
　　また、保育料を算定する市町村民税額の課税時期は次のとおりです。

- ４月から８月までの保育料　→　前年度の課税額により算定
- ９月から３月までの保育料　→　当該年度の課税額により算定

①　保育料一覧（月額）

世帯の階層区分			標準時間	短時間
生活保護世帯		A	０円	０円
市町村民税非課税		B	０円	０円
市町村民税均等割のみ課税		C	11,000 円	10,500 円
市町村民税所得割課税額	48,600 円未満	D１	14,000 円	13,500 円
	48,600 円以上 65,000 円未満	D２	21,000 円	20,500 円
	65,000 円以上 75,000 円未満	D３	23,000 円	22,500 円
	75,000 円以上 85,000 円未満	D４	25,000 円	24,500 円
	85,000 円以上 122,000 円未満	D５	28,000 円	27,500 円
	122,000 円以上 131,000 円未満	D６	33,000 円	32,500 円
	131,000 円以上 168,000 円未満	D７	37,000 円	36,500 円
	168,000 円以上 213,000 円未満	D８	42,000 円	41,500 円
	213,000 円以上 220,000 円未満	D９	47,000 円	46,500 円
	220,000 円以上 353,000 円未満	D10	54,000 円	53,500 円
	353,000 円以上	D11	57,000 円	56,500 円

②　保育料の納付方法等

利用施設	納付先	納付期限等
保育所（市立及び私立）	いわき市	毎月 25 日（土・日曜日及び祝日の場合は、その翌日以降最初の平日）　※ 原則、口座振替をお願いしています。
認定こども園 地域型保育事業	利用施設	利用施設へお問い合わせください

③　保育料の軽減措置

ア．ひとり親世帯等の保育料

市町村民税所得割額 77,101 円未満のひとり親世帯や障がい者（※）のいる世帯の月額保育料

（１）生計を一にする子どもが２名以上いる場合で、３歳未満の保育認定児童が子ども全体の２人目以降となる場合　→　０円

（２）３歳未満の保育認定児童が１人目となる場合

世帯の階層区分			標準時間	短時間
市町村民税均等割のみ課税		C	5,000 円	4,750 円
市町村民税所得割課税額	48,600 円未満	D１	6,500 円	6,250 円
	48,600 円以上 77,101 円未満	D２～４	9,000 円	9,000 円

※　障がい者とは、次のａ～ｅのいずれかに該当する場合です。

ａ　身体障害者福祉法第 15 条第４項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者のいる世帯

ｂ　国民年金法に規定する障害基礎年金等の受給者のいる世帯

ｃ　特別児童扶養手当等の支給に関する法律第２条第１項に規定する障がい児のいる世帯

ｄ　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第４５条第２項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のいる世帯

ｅ　福島県療育手帳制度要綱第３に規定する療育手帳の交付を受けている者のいる世帯

イ．多子世帯の保育料（上記アに該当する児童を除く）

（１）市町村民税額 57,700 円未満の世帯に生計を一にする子どもが２人以上いる場合で、３歳未満の保育認定児童が子ども全体の２人目以降となる場合　→　２人目は半額、３人目は無料

（２）市町村民税額 57,700 円以上の世帯に生計を一にする子どもが、保育所など（※）を同時に２人以上利用している場合で、３歳未満の保育認定児童が保育所等を同時に利用している児童の最年長児から数えて２人目以降となる場合　→　２人目は半額、３人目は無料

※　保育所など＝保育所（認可外は除く）、認定こども園、地域型保育事業、幼稚園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部、児童発達支援、医療型児童発達支援

（３）D2から D11 までの階層に該当する世帯のうち、現に扶養している 18 歳未満の子どもが３人以上いる場合で、３歳未満の保育認定児童が 18 歳未満の子どもの３人目以降となる場合は、該当する階層の金額（２人目半額に該当する場合は半額後の金額）から下表の金額を軽減。

世帯の階層区分	軽減額
D２階層～D５階層	１/２の額を軽減
D６階層～D11 階層	次の計算式によるいずれか高い額を軽減 ａ）当該階層に対応する額に１/４を乗じた額 ｂ）当該世帯がＤ５階層に属する世帯とみなしそれに対応する額に１/２を乗じた額

３．利用の申込み等

各施設の利用申込み先等は次のとおりです。

なお、②の場合は、児童の保育の必要性と希望する施設の順番に応じて市が調整を行います。

認定区分	保育所	認定こども園	地域型保育事業	幼稚園
１号認定	―	①	―	①
２・３号認定	②	②	②	―

①の場合

お申込み先　利用を希望する各園

申込み時期　４月から利用を希望する場合　・・・　前年１０月ごろ

４月以外の月から利用を希望する場合　・・・　各園にお問い合わせください。

②の場合

お申込み先　第１希望の施設を所管する地区保健福祉センターなど

申込み時期　４月から利用を希望する場合　・・・　前年１０月ごろ

４月以外の月から利用を希望する場合

・・・　利用開始希望月の２か月前から前月の５日までの間（５日が土、日、祝日の場合は、その翌日以降最初の平日）

◎　各地区保健福祉センターの連絡先等

保健福祉センター名	係名・電話番号	担当する保育所等
平地区 保健福祉センター	福祉介護係　22-7457	平地区の保育所等および小島保育園・若葉台保育園
小名浜地区 保健福祉センター	福祉介護係　54-2116	小名浜地区の保育所等
勿来・田人地区 保健福祉センター	福祉介護係　63-2117	勿来地区・田人地区の保育所等
常磐・遠野地区 保健福祉センター	福祉介護係　43-2116	常磐地区・遠野地区の保育所等 （若葉台保育園を除く）
内郷・好間・三和地区 保健福祉センター	福祉介護係　27-8691	内郷地区・好間地区・三和地区の保育所等 （小島保育園を除く）
四倉・久之浜大久地区 保健福祉センター	福祉係　32-2114	四倉地区・久之浜大久地区の保育所等
小川・川前地区 保健福祉センター	福祉係　83-1329	小川地区の保育所等